



Morgan Lewis

**THE LIFE SCIENCES
GROWTH SERIES**

JAPAN

14 October 2021

ヨーロッパのライフサイエンス（その1）：
マーケット、企業間取引、競争法と紛争解
決、及びテクノロジーの動向

Morgan Lewis

Presenters 講師



ティモシーJ. コーベット



オマー・シャー



マイク・ピエリデス



Dr. ヨ-アキム・ハイネ

Morgan Lewis



場面の設定:

ライフサイエンス分野の
市場ダイナミクス

Morgan Lewis

新型コロナ：直近の影響

それはすべてポストンでのバイオジェン会議で始まった

在宅勤務が新しい常態となる

重要なインフラ/エッセンシャルワーカーの例外

- ・臨床段階を含めた製薬サプライチェーンのあらゆる人々
- ・安全対策
- ・スタッフの減少

新型コロナ：臨床開発

応募/採用の遅延

- ・ 今後1年の世界の地理的多様性
- ・ 潜在的パートナー側の懐疑
- ・ 特定の管理方式について特に深刻

患者フォローアップの遅延

監督機関の対応能力 /
プロトコルの修正

供給者の遅延、梱包、
充填

開発のタイムラインと資金調達に対する期間延伸
による影響の可能性

新型コロナ：資金調達への影響

資金調達のニーズ：

- ・遅延期間のつなぎ
- ・潜在的な景気後退/不安定市場に対する備えの構築

2020年から2021年前半にかけての驚くほど堅調な資本市場

IPO及びその後の取引における相当の額の調達

開示及びリスク要因

- ・開発のタイムライン
- ・資金調達のニーズ
- ・医療システムのキャパシティ

ライフサイエンス業界のマクロ・トレンド

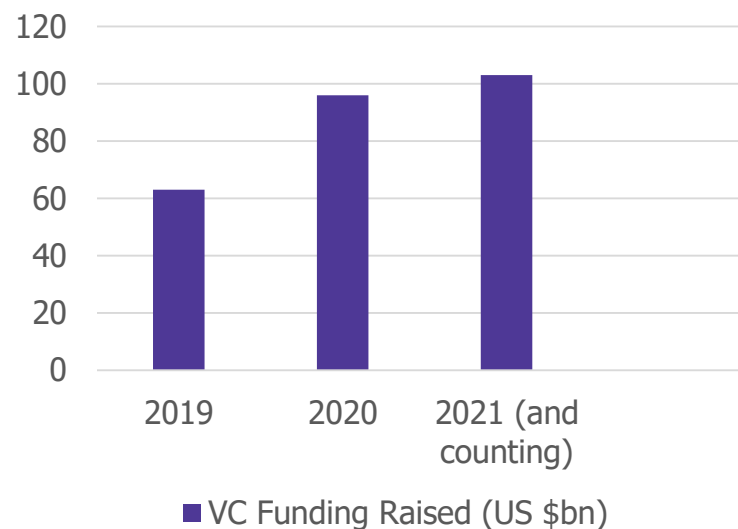
マクロ・トレンド:

- 2020年はベンチャーキャピタル投資とIPO市場に関して記録的な年
- 2020年を上回る模様
- 最近上場した企業の業績及び収益は、2020年と比較して落ち込み
- M&Aのトレンドは、2020年第2四半期の落ち込み以来急増
- バイオテクノロジー/製薬/機器の域を超えて→ 新薬の発見、新薬の発見、スクリーニング及び有効性テストにフォーカスした企業への投資: 2019年には全資本の28%、取引の22%。2020年には資本の43%、取引の28%

ライフサイエンス分野のベンチャー・キャピタル

2021年 — ベンチャー・キャピタルにとって記録的な年

- ベンチャー・キャピタルは、2020年が記録的な年だったにもかかわらず、2020年も記録を更新している



ライフサイエンス分野のベンチャー・キャピタル

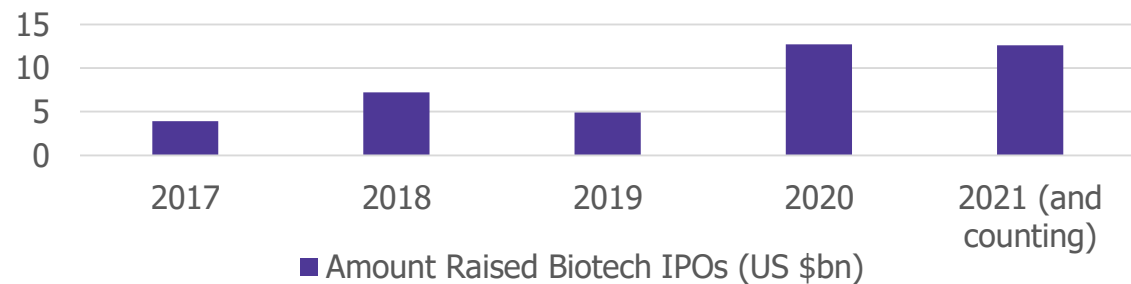
市場の動向

- 英国は、ヨーロッパのVC投資の圧倒的に最大の受け手
- ソフトバンクやテンセント等アジアのコングロマリットや製薬会社は、英国の「ゴールデン・トライアングル」に巨額の投資を行った
- 中国は米国に次いで2位の多額のVC資金の受け入れ国

キャピタル・マーケットにおけるライフサイエンス

2021年 - バイOTEックIPOの記録的な年

- 米国市場は、引き続き公開資本市場を支配
- 2020年：バイオテクノロジー業界のIPOは記録的な件数と金額
- 2021年：今月中に2020年の記録を超える見込み



キャピタル・マーケットにおけるライフサイエンス

市場の動向：

- バイオテクノロジー企業は、企業としてのライフサイクルの早い段階でIPOを行おうとする。2021年には22の前臨床薬メーカーが上場し、過去3年間のいずれも上回った
- バイオテクノロジー企業の株価指数のパフォーマンスは大きく異なる
- 腫瘍学バイオテクノロジー企業及び遺伝子治療薬企業は、IPOの大きな成長を経験した



ライフサイエンス関連
M&Aの動向

Morgan Lewis

ライフサイエンス関連M&Aの動向

2020年第3四半期以降、M&Aは急増

- M&Aは、2020年第3四半期以降急増しており、これは少なくとも2022年第2四半期まで続くと予想される
- 中国による国境を越えた投資、特にバイオテクノロジーへの投資の増加が今後12ヶ月間に見込まれる
- 伝統的な大手製薬企業は、M&Aのための豊富な手元資金を有している
- 主要な治療分野/適応症分野におけるターゲットを絞ったボルト・オン型買収を用いた提携/コラボレーションに焦点を絞っている

英国と日本のコラボレーション

日本の製薬企業グループ (JPG)

- 英国に焦点を当てたレポート
- この報告は、日英企業間の長期的かつ深い協力関係にハイライト
- 12社のうち9社は、英国に欧州本社を置いている
- JPGは、昨年、英国拠点の研究開発に7,600万ポンドを投資
- 2020年のJPGの英国内の売上は、8億ポンドを超えた

M&Aの動向

Morgan Lewis



タイミング

M&A環境の回復:

- M&Aのタイムラインは、新型コロナの第一波の間に減速、紛争や規制当局の監督が増加
- 2021年第1四半期から、タイムラインは回復し始めた
- プライベート・エクイティ企業が牽引し、再度の経済危機の不安

デューデリジェンス

新型コロナのリスク:

- 買主は、デューデリジェンスにより多くの時間を費やすことになる
- ターゲットは、パンデミックからどれだけ守られているか
- サプライチェーン及び流通チェーンのリスク
- 政府の新型コロナ財政支援

評価

高リスク/買収価格の倍増:

- 市場における多額の手元資金
- 高リスク及び買収価格の倍増
- 精力的なDDプロセスの重要性の強調

保険

保険利用の増加:

- M&A取引の重要な部分としての保険利用が増加
- 保険料が上がるリスク
- デューデリジェンス後の新型コロナのリスク引受け

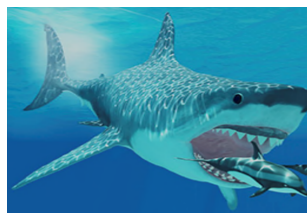
The background is a complex, abstract digital composition. It features a large, central, glowing sphere with a spiral pattern inside, rendered in shades of purple, blue, and yellow. This sphere is surrounded by a network of thin, glowing lines that connect various points, creating a sense of interconnectedness. Scattered throughout the scene are numerous smaller, semi-transparent spheres in various colors, including purple, blue, and yellow, some of which appear to be floating or moving. The overall color palette is dominated by deep purples and blues, with bright highlights from the glowing elements.

競争法と紛争解決の動向

Morgan Lewis

欧州のライフサイエンス分野における独占禁止法の主な動向

キラー買収



超価格設定



ペイ・フォー・ディレイ



キラー買収とは？

- 新規又は潜在的競合企業の買収。典型的には、大手又は支配的企業（通常は、大規模テック企業又はライフサイエンス産業）が行う。例えば、
 - － ブロックバスター薬を有する製薬企業による、同じ疾病治療薬を取り扱う生物学的製剤の競合開発企業の買収。
 - － 支配的地位にある企業による、複数の新規競合企業の買収。例えば、製薬企業が、複数の潜在的なライバル企業を、合併規制の基準値を下回る規模において、一定の期間の間に買収。

キラー買収に関する欧州の独禁当局の主な懸念事項

- **イノベーションの阻害**
 - 買主は、自社製品と競合するサービスや製品の開発をつぶす可能性がある
- **将来の競争を妨げる**
 - 買主は、更に高い価格で売却したり、あるいは将来の非価格競争/イノベーションを妨げる可能性がある
- **競合企業の競争を困難にする**
 - 上流、下流、あるいは潜在的に補完性のある資産の買収・独占

EU/英国の企業結合規則



- **EU理事会規制(EC) No 139/2004 (「EU合併規制」)**
 - EU委員会の管轄権を、世界、EU全体及び各国における売上高を基準に定める –
即ち「ワンストップ・ショップ」
 - 「共通市場における効果的競争を著しく阻害する」合併・買収を禁止する

EU/英国の企業結合規則



- **2002年英国企業法**

- 英国の管轄権を、売上高テスト又は「供給シェア」テストに基づいて定める - 当事者らが、英国内で「いずれかの商品又はサービス」の25%以上を供給していること
- 「英国のあらゆる市場に於いて競争の大幅な減少」をもたらした（又はもたらすと予想される）合併を禁止する
- 届出は任意だが、CMA（Competition and Markets Authority、英国競争・市場庁）は、職権による調査を行い、審査期間中の統合を凍結する可能性がある
- 供給シェア・テストの解釈が柔軟であるのは、CMAがEU委員会よりも頻繁に「キラ一買収」を審査してきたことを意味する

キラー買収に対するECの拡大する管轄権

- 3月に公表されたECガイダンスは、ECが、一定の場合に、EU又は各国の管轄テストを満たさない合併を調査することがあるとする。例えば、一方当事者が以下の場合
 - 重要なイノベーター又は潜在的に重要な研究を行っている、又は
 - 現存の又は潜在的な重要な競争力
- EU加盟国は、ECに要請し、EU基準は満たさないが、加盟国間の取引に影響を及ぼし、かつ要請加盟国内の競争を脅かす取引を審査させることができる
- 最近まで、委員会は、自国の合併管理規則下で取引の審査権限を有しない加盟国がそのような要請を行わないよう努めてきた

ECは、イルミナ/グレイル取引の審査に裁量権を行使

- イルミナ(米国の遺伝子シーケンシング・プロバイダー)は、グレイル(下流のがん検査スタートアップ企業)の買収を目指している
- この取引は、EU又はEU加盟国の合併規制の基準を満たしていなかった – グレイルにはEU内での売上が無いため
- 欧州委員会は、(他のEU加盟国から支援を受けた)フランスからの取引審査の要請を受け入れた
- 要請を受け入れる決定は、おそらく取引が「キラー買収」である懸念があるため
- 欧州委員会は、2021年7月22日、イルミナがグレイルの下流の競合起業に自社のシーケンシング・サービスの垂直型投入物閉鎖を行うことができるとの懸念を引き合いに出し、詳細調査を開始
- イルミナは、欧州委員会の調査開始決定に対し、欧州第一審裁判所(European General Court)で欧州委員会を提訴

CMAは、ロシュ/スパーク取引の審査に幅広い裁量権を行使(2020年)

- CMAは、(i)へムA治療に関する「活動」に従事する英国拠点の従業員の数、及び/又は(ii)へムA治療に関連して特許当局から得た英国特許の数に基づいて管轄権があると判断
- CMAは、スパークの評価に関するロシュの内部文書が、取引を反競争的とする理由と一致しているか否かを審査した
- CMAは、最終的には、フェーズ1において、無条件にロシュ/スパーク取引には問題が無いと結論した

多国間医薬品合併規制タスクフォース

- スクフォースは、2021年3月に発足し、以下の機関のスタッフで構成される
 - 米国公正取引委員会
 - カナダ競争局
 - 欧州委員会
 - 英国競争・市場庁
- タスクフォースの目的は、製薬企業の合併の分析を検討し、更新する手順を特定すること
- 「急速に変化する医薬品開発と製造アプローチの観点を含め、これらの合併・買収が提起する様々な競争上の懸念を完全に分析し、対処する新しいアプローチ」を確保するため



Competition Bureau
Canada



大多数の新規企業/潜在的競合起業の買収は、「キラー買収」ではない!

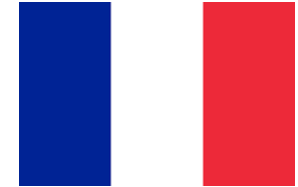
- 競争促進的な目的
- スタートアップには、独自のライバルがいる
- スタートアップの成功の可能性は不確実
- 競合製品/サービスの成功の可能性は不確実
- スタートアップは競合しない
- 他の「大手」ライバルは、企業内で競争が可能

外国直接投資制度は、現在ヨーロッパで広く普及しており、バイオテクノロジーを対象とすることも多い

- EUには統一された審査制度は無い
- 現在、EU加盟国と欧州委員会が情報を交換し、進行中の外国直接投資審査についてコメントすることができる協力制度がある
- バイオテクノロジー部門は、ヨーロッパの様々な外国直接投資審査制度で注目を集めている(例：ドイツの外国直接投資制度は独占ライセンスに適用される可能性がある)
- 特に積極的な国には、イタリア、オーストリア、フランスが含まれる



外国直接投資審査 - フランス



- 2020年7月以降、フランスの外国直接投資制度は、バイオテクノロジー企業の買収に適用される
- 経済省へのクロージング前届出が必要
- 取引保留届出 - 当事者は、承認を得るまでクロージングできない
- 申告手数料なし
- 審査期間
 - フェーズ 1 : 30営業日
 - フェーズ 2 : 更に45営業日

外国直接投資審査 - イギリス



- 新しい審査制度は、2022年1月4日施行
- 当該制度は、以下のものを含む「合成生物学」等を営む企業に適用される:
 - 酵素、遺伝子回路、細胞、新規デバイス及びシステムの生物学に基づくパーツの設計、エンジニアリング
 - 遺伝子編集と遺伝子治療、及び
 - データ・ストレージ、暗号化、バイオ対応コンピューティングのためのDNAの使用
- 必須分野外の取引について任意の通知が可能
- 英国政府は、クローニングから最長5年間、国の安全保障の観点で取引審査が可能
- 審査期間:
 - フェーズ 1 : 30営業日
 - フェーズ 2 : 更に30営業日 (更に45営業日の延長可能)

超価格設定とは？

- 支配的立場を背景に、競争市場より大幅に高いレベルに価格を固定するプラクティス
- 英国及びEUの競争法では、超価格設定は禁止されている。歴史的に、CMAとECは、超価格設定の案件の追求は避けてきた
- 近年、製薬会社の超価格設定に対する競争法上の措置が数多く行われている

超価格設定 – 法的テスト

- ユナイテッド・ブランズ事件のテストによって、超価格設定は、2段階のテストで評価される
 - 価格は過剰か？
 - 価格は不公平か
 - i. 単体として、又は
 - ii. 競合製品と比べた場合

超価格設定の調査

ファイザー/フェニトイン事件（2020年）

- CMAは、ファイザー及びフリンが、競争法に違反して、フェニトイン・ナトリウム・カプセルに不当に高い価格を設定したと決定した(2016年12月)
- 課せられた罰金:9000万ポンド
- この決定は、英国競争審判所(「CAT」)に提訴された - 競争審判所は、濫用の認定を否定する決定が下された
- CMAの上訴後 - 控訴裁判所は、フリン事件全体を却下し、CATの決定に法的な誤りがあるとした - CATは、価格が過剰であるか否かを判断するために、CMAにコスト・プラス方式の計算を超える理由付けを求めるべきではなかったと判断して
- 控訴裁判所の判決後 - CMAは、2021年8月、差戻調査において、異議声明を発表した

超価格設定の調査

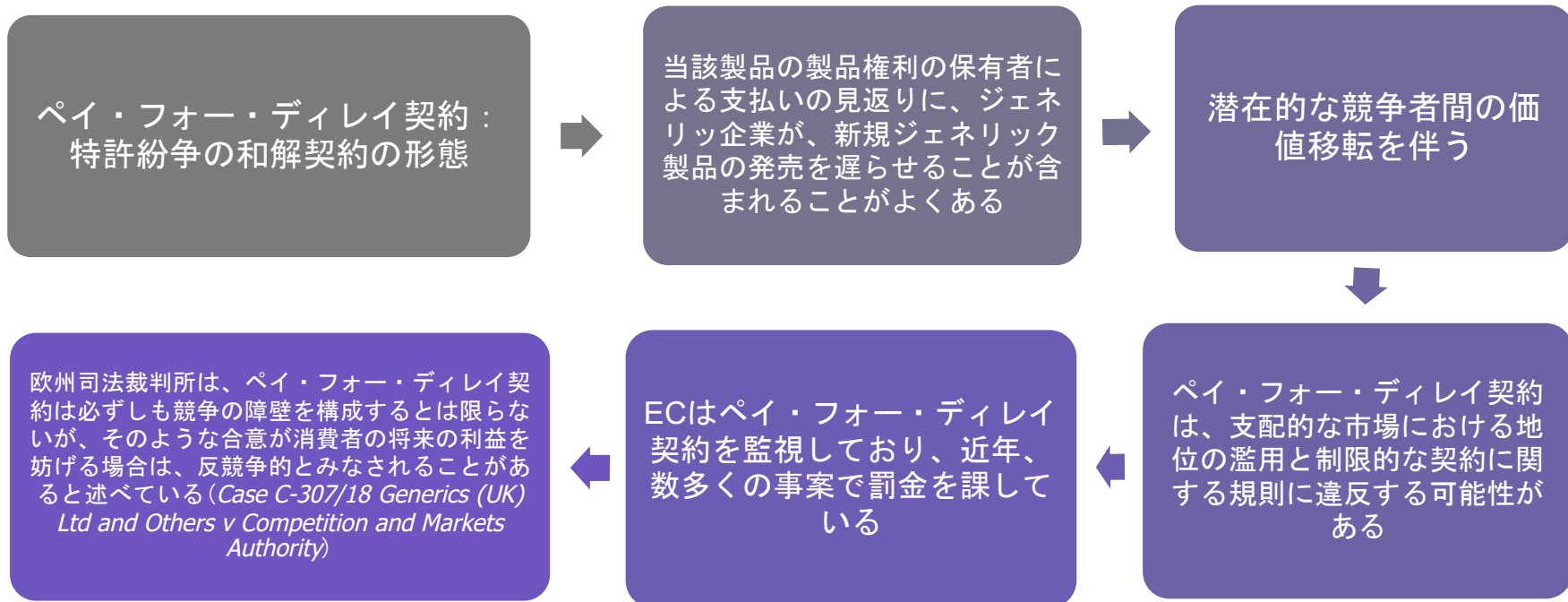
リオチロニン錠: 過剰で不公正な価格設定の疑い

- CMAは、甲状腺機能低下症薬に使用される成分であるリオチロニンの過剰かつ不公正な価格固定の疑いで大手製薬会社を調査した
- 2021年7月、CMAは、侵害決定を下し、製薬会社が支配的な市場地位を保持し、その地位を濫用したと判断した

がん治療薬: 過剰で不公正な価格設定の疑い

- 2017年、ECは、大手製薬会社による癌治療薬の超価格設定の疑いを調査した
- ECの予備的審査では、製薬会社が恒常的にこれらの癌治療薬の販売から高い利益を得ていたと判断された
- 2021年2月、ECは、平均73%の価格引下げ等のコミットメントを受け入れた

ペイ・フォー・ディレイ契約とは何か？



ペイ・フォー・ディレイの調査

グラキソ・スミスクライン/パロキセチン(2020年)

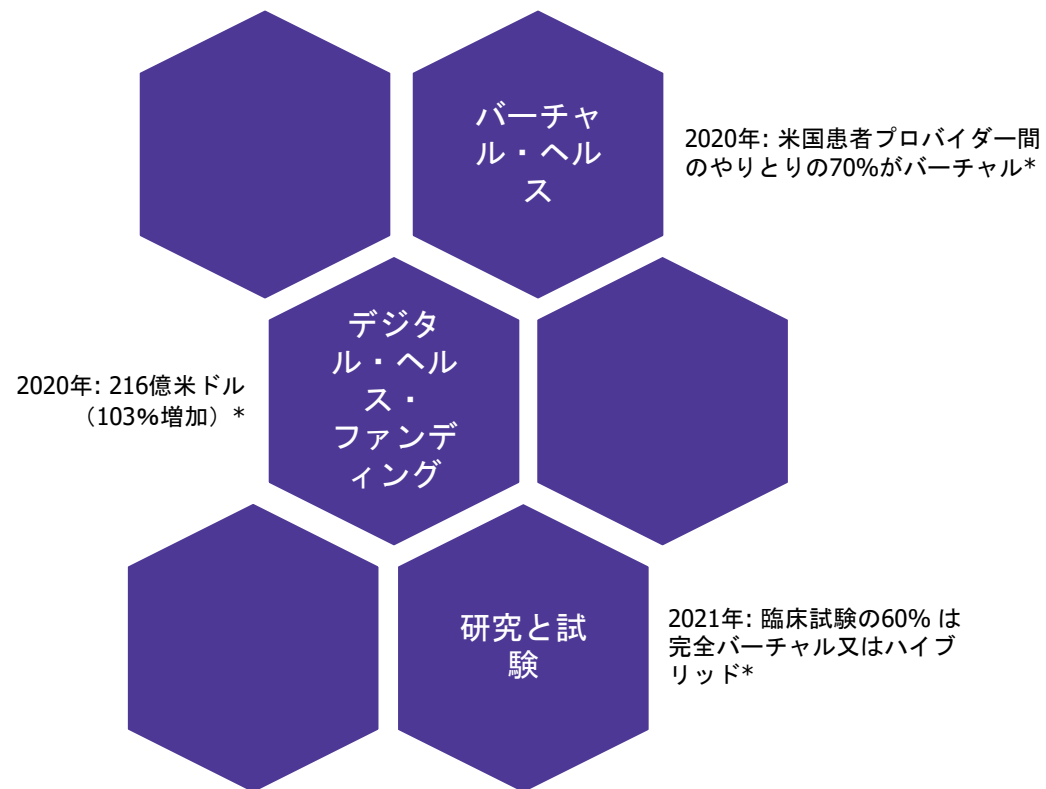
- 欧州司法裁判所(ECJ)は、2020年1月、CMAの2016年のグラクソ・スミスクライン（「GSK」）に対する競争法違反の判断を支持し、「協調的プラクティスなくして、市場がおそらくどのように動作し、構成されるのかを決定する必要がある」ことを明らかにした
- CMAは、GSKとパロキセチンのジェネリック・メーカーとの間に締結されたペイ・フォー・ディレイ契約をめぐりGSKを調査した
- CMAは、以下の事実があったと認定した
 - － GSKは、これらペイ・フォー・ディレイ契約を締結することにより、制限的契約の禁止を侵害し、かつ
 - － ペイ・フォー・ディレイ契約は、NHS（国民健康保険）から値下げの機会を奪った
- 課せられた罰金:3800万ポンド

最新動向 - テクノロジー

Morgan Lewis



トレンド



*Deloitte 2021 Global Life Sciences Outlook

トレンド

- 市場はどのように採用したか
 - クラウドコンピューティングは、デジタルトランスフォーメーションの不可欠な部分であり、「ビッグ・スリー」のクラウド・プロバイダー（Amazon、Google、Microsoft）は、大きな成長を続けており、Amazon HealthLake、GoogleのHealthcare Data Engine等の、ヘルス・ケア・クラウド向けのセクター固有の製品をさらに開発している
 - この技術は、以下を開発した：
 - 当初は、テクノロジーベース：医療関連企業が、アプリケーションとデータをクラウドに保存できるシステム
 - 次に、データの標準化、正確なラベリング、及びコンフィギュレーション
 - （特に）AIを通じて、ヘルスケア・ソリューションを提案し、実施するシステムに至る

人工知能

- ここでは何を意味するか?
 - 機械学習とディープ・ラーニング
 - 「これらの分野は、入力データに基づいて予測や分類を行うエキスパート・システムを創造しようとするAIアルゴリズムで構成されている」
 - Google 及び Mayo Clinic - 「AIファクトリー」10年契約
 - 医療分野で予測と分類を行うアルゴリズム。大規模で反復可能なベースで展開することができる
 - 放射線治療の計画
 - 放射線画像の解析

EU規制



- EU委員会は、EU全体を対象とするAI法制の枠組み（EU規制）を公表した。これは、委員会の全体的「AIパッケージ」の一部である
- EU規則は、個人の安全と基本的人権の保護を確保することに焦点を当て、AIの使用を「容認できない、高又は低リスク」に分類する
- 多くのEU規制は、高リスクな使用の場合に関して、所定の義務を課すことに重点を置いており、この義務には、関連する「リスク評価」を行い、人の監視等のリスク軽減システムを整備し、ユーザーに透明な情報を提供する義務も含まれる。
- AIのプロバイダーやユーザー内でAIポリシーを推進するだけでなく、これらの義務の多くが、顧客を通じAIプロバイダーとの契約に浸透することが期待される

EU規制



- 規制を遵守しない企業やプロバイダーに対して、GDPR型の重い罰金を科される可能性があり、罰金の上限は、3000万ユーロまたは全世界の売上高の6%の何れか高額な方の金額とすることが提案されている
- この規制は、規制の対象事項を監督する欧州人工知能委員会の設立を想定している
- ライフサイエンスの観点から、AIの使用は、製品の構成要素として（例：医療機器とともに使用される場合等）、又はそれ自体が製品として規制される

EU規制



- 高リスクAIシステム
- 高リスクAIシステムは、規制で指定された制御を実施する条件で許容される
- これらは、2つのカテゴリで定義される:
 - 医療機器規制等のEU製品安全法制の対象となる製品の安全部品(またはそれ自体製品)として使用されるAI
 - 高リスク・リストには、個人保護器具、体外診断医療機器等の医療機器に関するEU規制の対象ともなる製品が含まれている
 - 使用することにより基本的権利に影響を与える可能性があるAIシステム

EU規制



- 制御
- 規制で規定される制御は、主にAIシステム供給業者に課される：
 - － 透明性
 - － 安全性
 - － アカウンタビリティ
 - － 危機管理
 - － テスト
- AIシステムのユーザーには、規制に定められた要件も適用される
- 域外適用の効果

英国のAI 戦略



- 英国政府は、英国のサイバーセキュリティ理事会を立ち上げることにより、人工知能(AI)に関し積極的な主張を行う議題を発表し、9月に国家人工知能戦略(英国戦略)を発表した
- 英国の戦略は、特にAIの広範な使用を通じて経済成長を促進することに焦点を当てており、同時に、AIの倫理的で、安全な、信頼できる発展に重点を置いている
- 英国は、AIについての単一の法的枠組みに移行しているようには見えない。どちらかといえば、これはセクター・ベースで行われ、英国戦略自体は、特にライフサイエンス部門のみに注目するものではない

次回セッション： ヨーロッパのライフサイエンス業界の見通しその2：最新動向と BREXITの影響（雇用、データプライバシー、及び規制）



ルイズ・スキナー



リー・ハーディング



ポール・ランソン

Morgan Lewis

開催日時

2021年11月18日（木）

5:00pm 日本標準時 / 4:00pm 中国標準時 / 9:00am 英国標準時

ライフサイエンス業界は、世界的な変革期にあり、COVID-19の大流行に起因する課題と事業機会に直面しています。また、英国のEU離脱は、医薬品・医療機器の規制、独禁法・競争法、企業取引などの様々な点に関して、ライフサイエンス業界に大きな変化をもたらしています。

本セッションでは、2回にわたり、ヨーロッパのライフサイエンス業界に関連する法律、雇用、規制について、それらの主な動向と問題について解説いたします。第2回では、雇用、データプライバシー、規制について概説します。皆様、どうぞご参加ください。

今後のセッション – Life Sciences Growth Series

11-12月

日時	タイトル	講師
2021年11月30日（火曜日） 8:00 pm 東部標準時 / 5:00 pm 太平洋標準時	デジタル治療薬の特許化- ライフサイエンスと技術の交差点	ジャニス・ローガン、 ブレット・ラブジョイ
2021年12月1日（水曜日） 10:00 am 日本標準時/ 9:00 am 中国標準時		
2021年12月8日（水曜日） 9:00 pm 東部標準時 / 6:00 pm 太平洋標準時	日米間の戦略的提携とコラボレーションに関連するガバナンス 構造についての検討	スザンヌ L. フィリピ
2021年12月9日（水曜日） 11:00 am 日本標準時/ 10:00 am 中国標準時		
2021年12月8日（水曜日） 8:00 pm 東部標準時 / 5:00 pm 太平洋標準時	製薬研究開発および臨床試験におけるAIの利用—米国における 規制および法的問題	キャスリーン・サンゾ、 ジャクリーン・バーマン、 ナンシー山口、森 下実郎
2021年12月14日（火曜日） 10:00 am 日本標準時/ 9:00 am 中国標準時		

新型コロナウイルス COVID-19 リソース

モルガン・ルイスでは、この公衆衛生上の課題によってもたらされる様々な法的問題において、クライアントの皆様のでびきとなるよう、新型コロナウイルス/ COVID-19 タスクフォースを結成しました。

Morgan Lewis

最新の動向をウェブサイト上にリソースページを開設しています。

www.morganlewis.com/topics/coronavirus-covid-19

同ページの最新のダイジェストを受け取りたい場合には、上記リソースページにアクセスし、紫色の“Stay Up to Date” ボタンを使用して**サブスクライブ**してください。（英語のみのサービスです。）



Biography



荒木 源徳
東京オフィス

+81.3.4578.2504
moto.araki@morganlewis.com

主な取扱業務分野は、M&A、商取引全般、知的財産権のライセンス及び国際紛争解決です。幅広い業界のクライアントを支援しており、とりわけライフサイエンス分野、及びテクノロジー分野の日米の企業を代理しクロスボーダー取引及び規制関連案件を手掛けております。M&A 案件では、クロスボーダー取引において買主側または売主側を代理し、取引スキームの立案から、交渉及び契約文書の作成までの各段階における実務に豊富な経験を有しています。また、東京オフィスのマネージング・パートナーであり、東京オフィスのコーポレート及びビジネス取引関連業務のリーダーでもあります。

Morgan Lewis

Biography



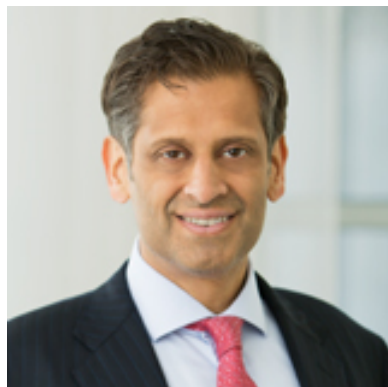
ティモシー・コーベット
ロンドン・オフィス

+44.20.3201.5690
timothy.corbett@morganlewis.com

20年以上の国際的な経験を持つティム・コーベットは、複雑な国境を超える企業取引について助言してきました。上場及び非上場の株式及び債券の募集、買収合併(M&A)、合併事業(JV)、ベンチャーキャピタル・ファイナンス等融資を必要とする企業や投資家のクライアントを代理してきました。また、上場及び非上場クライアントのガバナンス、証券法の遵守、開示要件や業務に関する日常的会社法務の問題についても支援しています。

Morgan Lewis

Biography



オマー・シャー
ロンドン・オフィス

+44.20.3201.5561
omar.shah@morganlewis.com

オマー・シャーは、世界的なカルテル・腐敗防止を目的とした複雑な調査や、独占禁止法違反による損害賠償請求の民事訴訟、また、企業結合規制の管理続きや独占禁止法の問題にも取り組んでいます。特に競争法と知的財産の両面に係る、メディア/通信、製薬、輸送、金融サービス、情報保護規制に関する訴訟を扱っています。

Biography



マイク・ピエリデス
ロンドン・オフィス

+44.20.3201.5686
mike.pierides@morganlewis.com

マイク・ピエリデスは、主に商業及び技術取引を幅広く扱って来ました。大規模アウトソーシング、買収・売却後の戦略的な企業再編成、ライセンスや「_aaS（__・アズ・サービス）」の契約などの技術面に特化した取引について助言しています。また、ブロックチェーンや人工知能等の新しい技術分野に関しても積極的にクライアントを支援しています。

Morgan Lewis

Biography



Dr. ヨーアキム・ハイネ
フランクフルト・オフィス

+49.69.714.00.759

joachim.heine@morganlewis.com

ヨーアキム・ハイネは複雑な上場及び非上場企業の合併・買収、カーブアウト、合併事業、プライベート・エクイティ取引、ライフサイエンス取引に重点を置いたベンチャーキャピタル・ファイナンスで、クライアントを導いてきました。20年を超えるキャリアを通じて、100以上の国際的なプロジェクトを担当し、数十億ドル規模の公開買付から、中規模のM&A取引やベンチャーキャピタルファイナンスまで、ドイツ、スウェーデン、米国、中国、日本のクライアント案件を扱っています。

Morgan Lewis

Our Global Reach

Africa
Asia Pacific
Europe
Latin America
Middle East
North America

Our Locations

Abu Dhabi
Almaty
Beijing*
Boston
Brussels
Century City
Chicago
Dallas
Dubai
Frankfurt
Hartford
Hong Kong*
Houston
London
Los Angeles
Miami
Moscow
New York
Nur-Sultan
Orange County
Paris
Philadelphia
Pittsburgh
Princeton
San Francisco
Shanghai*
Silicon Valley
Singapore*
Tokyo
Washington, DC
Wilmington



Morgan Lewis

Our Beijing and Shanghai offices operate as representative offices of Morgan, Lewis & Bockius LLP. In Hong Kong, Morgan, Lewis & Bockius is a separate Hong Kong general partnership registered with The Law Society of Hong Kong. Morgan Lewis Stamford LLC is a Singapore law corporation affiliated with Morgan, Lewis & Bockius LLP.

THANK YOU

© 2021 Morgan, Lewis & Bockius LLP
© 2021 Morgan Lewis Stamford LLC
© 2021 Morgan, Lewis & Bockius UK LLP

Morgan, Lewis & Bockius UK LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales under number OC378797 and is a law firm authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority. The SRA authorisation number is 615176.

Our Beijing and Shanghai offices operate as representative offices of Morgan, Lewis & Bockius LLP. In Hong Kong, Morgan, Lewis & Bockius is a separate Hong Kong general partnership registered with The Law Society of Hong Kong. Morgan Lewis Stamford LLC is a Singapore law corporation affiliated with Morgan, Lewis & Bockius LLP.

This material is provided for your convenience and does not constitute legal advice or create an attorney-client relationship. Prior results do not guarantee similar outcomes. Attorney Advertising.

Morgan Lewis